

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近改定平成27年4月1日

重点路線

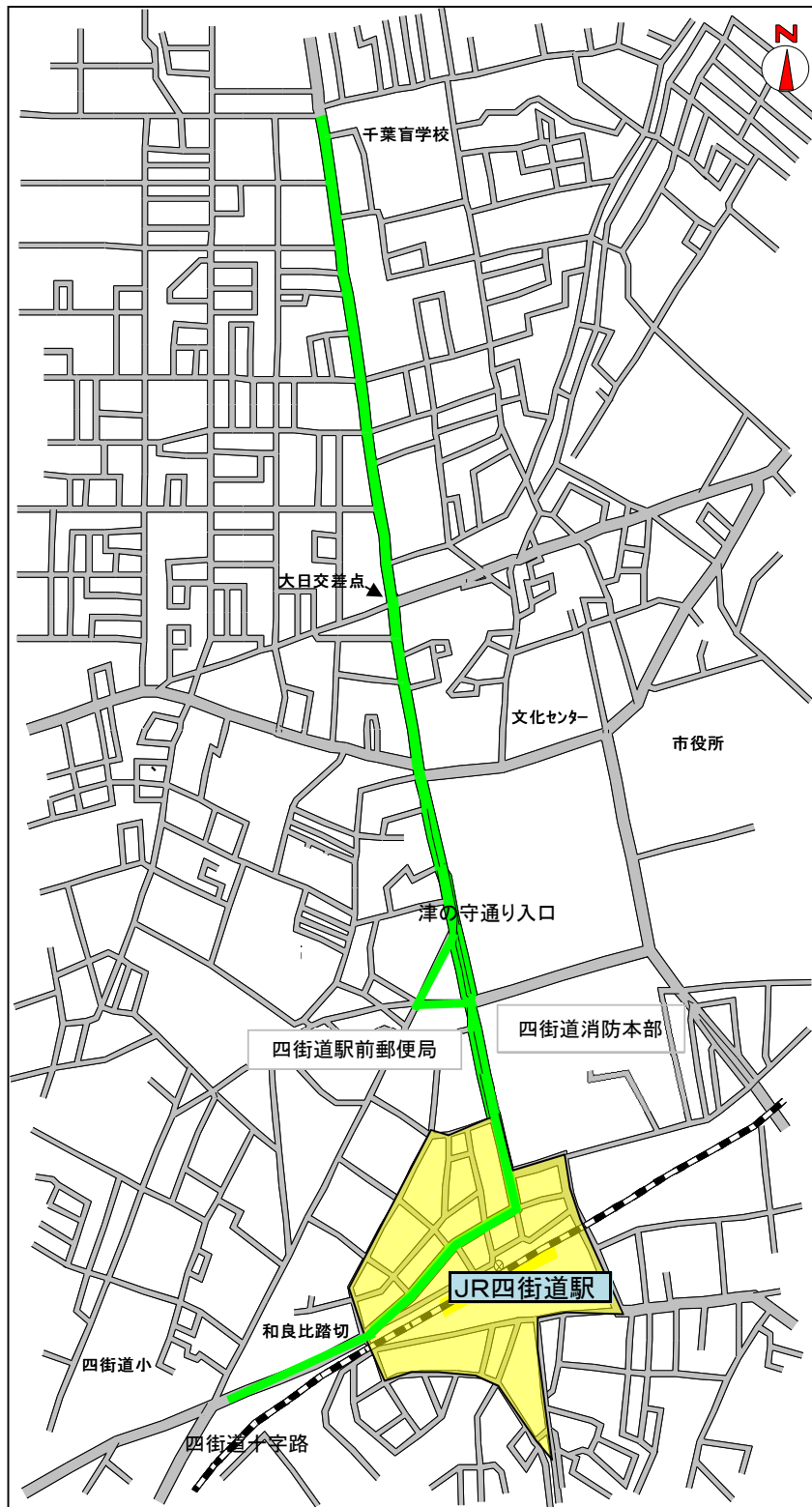
◎重点路線	
路 線(区間)	重点時間帯
主要地方道千葉臼井印西線(和良比踏切前付近から大日交差点付近の間)	7:00~0:00
主要地方道千葉臼井印西線(和良比踏切前付近から四街道十字路口交差点付近の間)	7:00~0:00
県道四街道上志津線(大日交差点付近から県立千葉盲学校入口交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(消防本部前交差点付近から四街道駅前郵便局北側交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(津の守通り入口交差点付近から四街道駅前郵便局北側交差点付近の間)	7:00~0:00


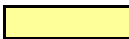
重点地域

◎重点地域	
地 域	重点時間帯
JR四街道駅周辺	7:00~0:00
◎自動二輪・原付重点地域	
地 域	重点時間帯
JR四街道駅周辺	7:00~0:00

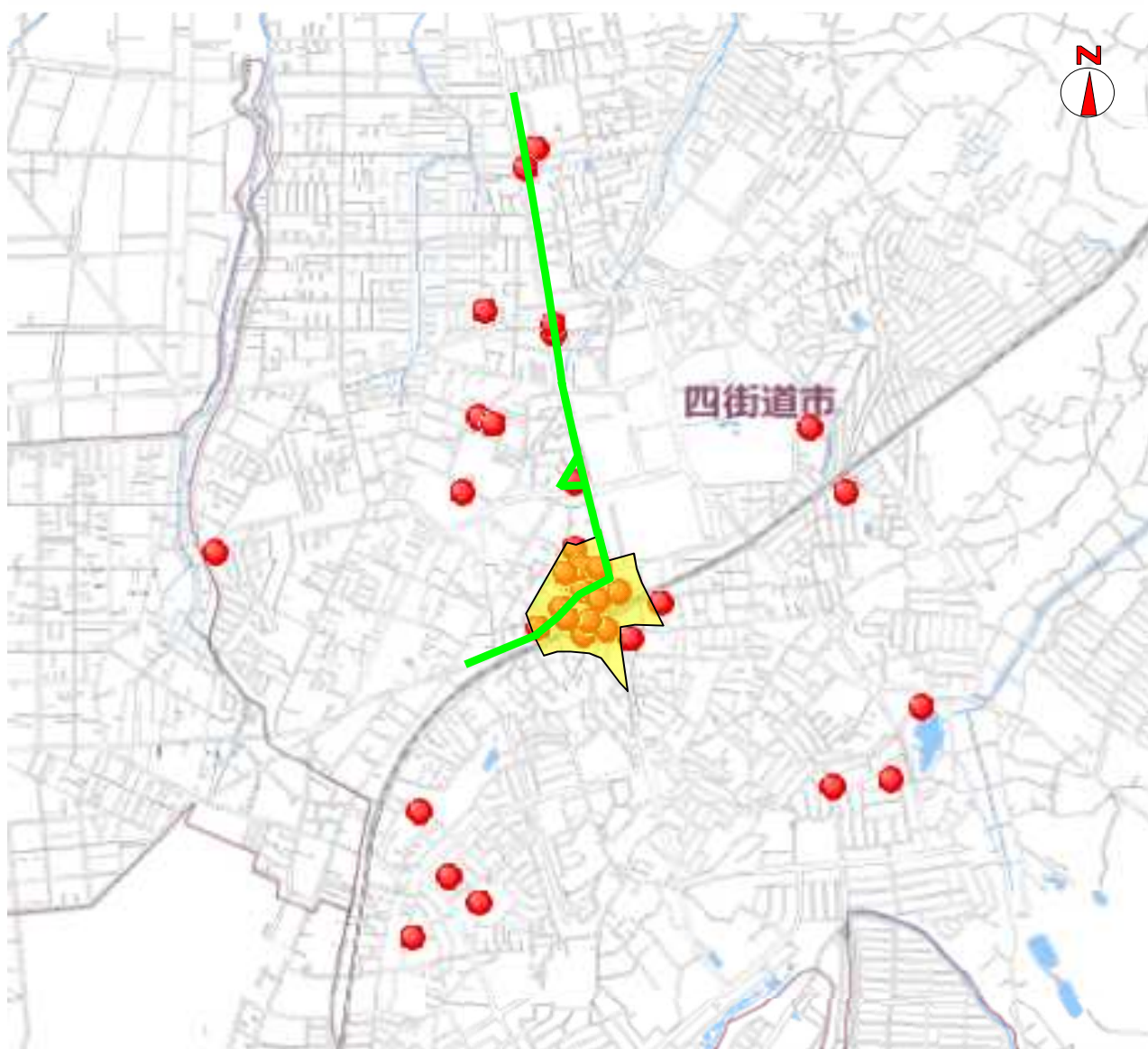
千葉県四街道警察署

四街道警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 重点路線 
 - 重点地域 

四街道警察署 放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)取付け状況



- 凡例
- ～ 重点路線
 - 重点地域
 - 標章取付場所 (平成30年中)
- ... [Green Line]
... [Yellow Area]
... [Red Dot]

注意：この図に示される地点は、警察官及び駐車監視員が、駐車違反取締り(放置車両の確認)を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。

また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。